証券コード8600
平成29年６月７日

株　主　各　位

香川県高松市亀井町７番地１
トモニホールディングス株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　遠　山　誠　司

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（２頁）をご参照のうえ、平成29年６月27日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　香川県高松市木太町2191番地１
高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報 告 事 項
１．第７期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
＜株主提案（第６号議案及び第７号議案）＞
第６号議案　取締役に対して株式報酬型新株予約権について廃止の件
第７号議案　取締役辞任の件

**　第６号議案及び第７号議案は株主からのご提案にかかる議案となっておりますが、取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。**
　なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.tomony-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合 → 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として行使する場合に限らせていただきます。また、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記もしくは右頁の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。



郵送で議決権を行使される場合 → 同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

行使期限	平成29年６月27日（火曜日）　午後５時到着分まで

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内

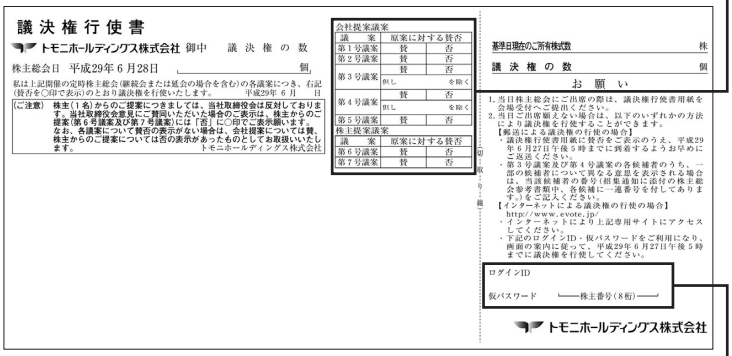

議 決 権 行 使 書

トモニホールディングス株式会社 御中　議 決 権 の 数

株主総会日　平成29年６月28日　　個,

私は上記開催の定時株主総会(継続会または延会の場合を含む)の各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。　平成29年６月　日

(ご注意)　株主(１名)からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。当社取締役会意見にご賛同いただいた場合のご表示は、株主からのご提案(第６号議案及び第７号議案)には「否」に○印でご表示願います。
なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。
トモニホールディングス株式会社

会社提案議案		
議　案	原案に対する賛否	
第１号議案	賛	否
第２号議案	賛	否
第３号議案	賛	否
	但し	を除く
第４号議案	賛	否
	但し	を除く
第５号議案	賛	否
株主提案議案		
議　案	原案に対する賛否	
第６号議案	賛	否
第７号議案	賛	否

基準日現在のご所有株式数　株

議 決 権 の 数　個

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
【郵送による議決権の行使の場合】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年６月27日午後５時までに到着するようお早めにご返送ください。
・第３号議案及び第４号議案の各候補者のうち、一部の候補者について異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号(招集通知に添付の株主総会参考書類中、各候補に一連番号を付してあります。)をご記入ください。
【インターネットによる議決権の行使の場合】
http://www.evote.jp/
・インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、平成29年６月27日午後５時までに議決権を行使してください。

ログインID
仮パスワード　株主番号(８桁)

トモニホールディングス株式会社

各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第１号議案から第５号議案まで）

- **賛成の場合　→　「賛」の欄に○印**
- **反対の場合　→　「否」の欄に○印**

（一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第６号議案及び第７号議案）

- **賛成の場合　→　「賛」の欄に○印**
- **反対の場合　→　「否」の欄に○印**

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。



インターネット等で議決権を行使される場合 → インターネット等で議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

行使期限	平成29年６月27日（火曜日）　午後５時受付分まで

インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

記

Ⅰ　インターネットによる議決権行使について

１．議決権行使ウェブサイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト（アドレスhttp://www.evote.jp/）**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

（2）パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。

（3）インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。**ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。**

２．インターネットによる議決権行使方法について

（1）**議決権行使ウェブサイト**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

Ⅱ　機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ⅰのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） フリーダイヤル　０１２０－１７３－０２７（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

第７期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①　企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」といいます。）、株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といいます。）及び株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といいます。）を含む連結子会社10社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

②　金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や民間設備投資が力強さを欠いた状況にあるものの、好調な企業収益や政府の経済対策を背景として所得・雇用環境が改善する等、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国新大統領の経済政策、英国の欧州連合からの離脱条件等、世界経済に大きな影響を与える事象が未確定であり、景気の先行きは不透明な状況となっております。

金融機関を取り巻く経営環境は、マンション建設をはじめとする設備資金需要が高まりを見せておりますが、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が継続し、依然として資金運用面において厳しい環境にあります。また、地域金融機関においては、地域経済の活性化等に向けて地方創生への取組みが求められる中、厳しい経営環境を反映し、近隣の銀行間による経営統合、FinTechを活用した新しい金融サービスの構築等、ソフト・ハードの両面からビジネスモデル変革の動きが活発化しております。

③　企業集団の事業の経過及び成果

当社は、平成28年４月より大阪地区を主要基盤とする大正銀行を新たに傘下に加え、広域金融グループの更なる進化を図り、将来の持続的成長に向けた経営基盤・事業基盤を拡充するとともに、今後の地域経済や金融機関の経営環境の変化を踏まえ、広域ネットワークの活用、各々の強みや各種ノウハウの共有・活用により、成長戦略の実現と付加価値の高い金融サービスの提供を行い、地方創生と地域経済の発展に貢献することを目指しております。

また、当社は、平成28年４月より新たな３か年計画として、第３次経営計画『トモニＨＤフェーズⅢ～地域とともに、さらなる成長に向けて、新しいトモニ始まる。～』をスタートさせました。第３次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『成長する広域金融グループ』を目指し、４つの基本戦略の展開を通じて当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

＜４つの基本戦略と重点施策＞

Ⅰ　リレーションの深化（地域・お客さまとの協働と成長戦略の実現）

グループ銀行３行が、さらに拡充する広域ネットワークを戦略的に活用するとともに、地域のお客さまのニーズに応じた最良の金融商品・サービスを提供することにより、地域の活性化やお客さまの成長に貢献していきます。

・広域ネットワークを活用した営業基盤の強化
・顧客ニーズに適応した金融商品・サービスの提供
・統合効果の追求に向けた成長戦略の実行と地方創生への取組み強化

Ⅱ　グループ金融機能の強化（グループ内機能・ノウハウの共有・活用）

グループ内の各種経営資源・インフラや各種ノウハウを共有・活用することにより、グループ金融機能の強化を図り、リレーションの深化につなげていきます。

・経営インフラの有効活用
・各種ノウハウの共有・活用

Ⅲ　グループ組織力の強化（組織力と人材育成の強化）

グループ内の組織力や人材育成を強化することにより、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、リレーションの深化とグループの持続的な成長につなげていきます。

・グループ組織態勢整備と一体感ある組織の醸成
・内部管理態勢の強化
・強固な管理態勢を支え、リレーション深化を遂行できる人材の育成

Ⅳ　収益・財務基盤の強化（収益力の強化と統合効果の実現）

あらゆる環境変化に対応できるよう収益・財務基盤の強化を図ることにより、利益の積上げによる自己資本の充実と安定した株主還元を実施するとともに、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげていきます。

・収益構造の再構築
・統合効果の追求による更なるコスト削減

当連結会計年度においては、グループ銀行３行が連携して、トモニmini商談会の開催、せとうち観光活性化ファンドへの出資、中小企業応援団プロジェクト・ものづくりB2Bネットワーク・四国地域イノベーション創出協議会への参画等によるビジネス機会の創出、活力ある女性・若者の創業・第二創業向け融資商品の取扱開始等による創業支援態勢の強化、企業経営・医業経営向け共同セミナーの開催による成長支援取組みの強化、独立行政法人日本貿易保険との業務提携による海外進出支援の強化、自行バッチシステムの統合によるシステム開発・運用態勢の効率化、共同研修の実施による人材の育成等、数々の施策を実施いたしました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、大正銀行との株式交換方式による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に伴い資金運用収益が増加したほか、国債等債券売却益及び株式等売却益が増加したこと等により、前連結会計年度比10,532百万円増加して71,494百万円となりました。経常費用は、与信関連費用が減少したものの、本経営統合に伴い営業経費が増加したこと等により、同7,276百万円増加して55,167百万円となりました。その結果、経常利益は同3,256百万円増加して16,326百万円となりました。また、本経営統合に係る特別利益として負ののれん発生益14,849百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は同17,879百万円増加して25,810百万円となりました。

また、当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比5,406億円増加して３兆6,206億円、譲渡性預金を含む預金等残高は同5,054億円増加して３兆2,625億円、貸出金は同5,025億円増加して２兆5,250億円、有価証券は同248億円減少して7,864億円となりました。

なお、銀行子会社３行の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：億円）

		平成27年度	平成28年度	増減
損益	経常収益	255	261	6
	コア業務粗利益	209	199	△10
	コア業務純益	73	63	△10
	経常利益	53	61	8
	当期純利益	37	44	7
主要勘定残高（末残）	総資産	15,351	15,693	342
	預金等（譲渡性預金を含む）	13,802	14,324	522
	総預り資産	15,036	15,523	487
	貸出金	9,246	9,877	631
	有価証券	4,899	4,353	△546

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成27年度	平成28年度	増減
損益	経常収益	281	290	9
	コア業務粗利益	223	223	0
	コア業務純益	76	77	1
	経常利益	68	76	8
	当期純利益	37	48	11
主要勘定残高(末残)	総資産	15,460	15,818	358
	預金等(譲渡性預金を含む)	13,815	14,115	300
	総預り資産	15,351	15,634	283
	貸出金	11,060	11,624	564
	有価証券	3,195	3,084	△111

【大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成27年度	平成28年度	増減
損益	経常収益	95	91	△4
	コア業務粗利益	76	75	△1
	コア業務純益	9	11	2
	経常利益	10	10	0
	当期純利益	4	6	2
主要勘定残高(末残)	総資産	4,780	4,893	113
	預金	4,316	4,421	105
	総預り資産	4,487	4,621	134
	貸出金	3,714	3,828	114
	有価証券	454	407	△47

また、第３次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。当計画における初年度である当連結会計年度の実績は以下のとおりであります。

＜目標とする経営指標＞

		平成31年３月期計画	平成29年３月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	収益性	82億円	(注3) 258億円
ＲＯＥ（連結）(注１)	効率性	5.0%	(注3) 14.9%
自己資本比率（連結）	健全性	10.0%	9.24%
貸出金残高（３行単体合算）(注２)	成長性	2兆6,000億円	2兆5,329億円
大阪地区貸出金残高（３行単体合算）(注２)	成長性	7,800億円	7,446億円

（注）１．ＲＯＥ＝親会社株主に帰属する当期純利益／（(期首株主資本＋期末株主資本)×１／２)×100
２．３行単体合算とは、徳島銀行（単体）、香川銀行（単体）及び大正銀行（単体）の単純合算であります。
３．平成29年３月期においては、本経営統合に係る特別利益として負ののれん発生益14,849百万円を計上しており、これを控除した場合、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）は109億円、ＲＯＥ（連結）は6.3%となります。

④　企業集団の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、市場金利の低下や他金融機関との競合等により資金運用利回りが低下するなど収益環境が厳しさを増すとともに、営業基盤とする地域においても将来的に人口や事業者数の減少により地域経済の縮小が見込まれる中、地域金融機関には、高度化する顧客ニーズへの対応、地域に密着した活動の継続、地方創生に向けた金融機能の発揮等が求められております。

こうした中、当社は、平成28年４月よりスタートさせた第３次経営計画『トモニＨＤ　フェーズⅢ～地域とともに、さらなる成長に向けて、新しいトモニ始まる。～』に基づき、４つの基本戦略の展開を通じて、広域ネットワークの活用、各々の強みや各種ノウハウの共有・活用により、成長戦略の実現と付加価値の高い金融サービスの提供を行い、地方創生と地域経済の発展に貢献することを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	653	646	609	714
経常利益	144	142	130	163
親会社株主に帰属する当期純利益	78	83	79	258
包括利益	73	217	9	252
純資産額	1,631	1,837	1,838	2,118
総資産	28,271	29,738	30,800	36,206

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．平成28年度は、本経営統合に伴う負ののれん発生益の計上等によりまして、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増益となっております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	16	17	17	18
受取配当額	12	12	12	12
銀行業を営む子会社	12	12	12	12
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	百万円 1,219	百万円 1,226	百万円 1,212	百万円 1,308
1株当たり当期純利益	円銭 8.20	円銭 8.20	円銭 8.08	円銭 8.07
総資産	872	874	875	916
銀行業を営む子会社株式等	854	854	854	893
その他の子会社株式等	0	0	0	0

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	2,229人	26人	148人	1,888人	25人	149人

(注)　「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

株式会社徳島銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
徳島県	63	(6)	63	(6)
香川県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
愛媛県	2	(－)	2	(－)
大阪府	6	(－)	6	(－)
兵庫県	4	(－)	4	(－)
東京都	3	(－)	2	(－)
合計	81	(6)	80	(6)

(注) 1．平成29年２月９日付で亀戸支店（東京都江東区）を新設いたしました。
2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を92か所（前年度末92か所）設置しております。

株式会社香川銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
香川県	58	(6)	58	(6)
愛媛県	11	(－)	11	(－)
徳島県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
岡山県	8	(－)	8	(－)
広島県	1	(－)	1	(－)
大阪府	5	(－)	5	(－)
東京都	1	(－)	1	(－)
合計	87	(6)	87	(6)

(注)　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を113か所（前年度末114か所）設置しております。

株式会社大正銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
大阪府	20	(4)	－	(－)
兵庫県	5	(2)	－	(－)
京都府	2	(－)	－	(－)
合計	27	(6)	－	(－)

(注) 1．平成28年４月１日をもって、当社を株式交換完全親会社、株式会社大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことにより、株式会社大正銀行（本店：大阪市中央区）は当社の連結対象子会社となりました。
2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を３か所（前年度末３か所）設置しております。

ロ　リース業

	当年度末	前年度末
	店	店
香川県	1	1
愛媛県	1	1
徳島県	1	1
岡山県	1	1
大阪府	1	－
合計	5	4

（注）　平成28年９月１日付でトモニリース株式会社は大阪営業所を新設いたしました。

ハ　その他

	当年度末	前年度末
	店	店
徳島県	4	4
香川県	3	4
大阪府	1	－
合計	8	8

（注）１．平成28年４月１日をもって、当社を株式交換完全親会社、株式会社大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことにより、株式会社大正銀行の連結対象子会社である大正信用保証株式会社（本社：大阪市中央区）は当社の連結対象子会社となりました。
２．平成28年10月１日をもって、香川銀コンピューターサービス株式会社（本社：香川県高松市）はトモニシステムサービス株式会社に吸収合併されました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他	合計
設備投資の総額	1,828	26	16	1,871

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社徳島銀行	店舗新築・改修等	589
銀行業	株式会社香川銀行	店舗新築・改修等	664

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社徳島銀行	徳島県徳島市	銀行業務	昭和11年7月13日	11,036	100.00	－
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	昭和18年2月1日	12,014	100.00	－
株式会社大正銀行	大阪市中央区	銀行業務	大正11年4月23日	2,689	100.00	－
トモニシステムサービス株式会社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピューター業務	平成25年4月1日	50	100.00	－
株式会社徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業務	平成2年7月11日	10	100.00	－
香川ビジネスサービス株式会社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業務	昭和62年9月21日	10	100.00	－
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	昭和61年5月24日	100	51.00	－
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	平成5年6月15日	60	63.00	－
株式会社徳銀キャピタル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	昭和59年11月6日	30	60.50	－
大正信用保証株式会社	大阪市中央区	信用保証業務	平成23年10月28日	10	100.00	－

(注) 1．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
3．連結対象子会社は上記の子会社等10社であり、持分法適用会社はありません。
4．当社は、平成28年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、株式会社大正銀行及び大正信用保証株式会社を連結対象子会社としております。
5．トモニシステムサービス株式会社は、平成28年10月1日に香川銀コンピューターサービス株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社徳島銀行	180百万円	－千株	－%
株式会社香川銀行	180	－	－

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年４月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

2　会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柿内　愼市	代表取締役会長	株式会社徳島銀行代表取締役会長 株式会社大正銀行取締役会長(代表取締役)	－
遠山　誠司	代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）	株式会社香川銀行取締役会長(代表取締役)	－
吉田　雅昭	代表取締役副社長	株式会社大正銀行取締役頭取(代表取締役)	－
蒲生　欣史	常務取締役グループ戦略部長	株式会社香川銀行取締役	－
角田　昌也	常務取締役リスク・コンプライアンス部長	株式会社大正銀行取締役	－
藤井　仁三	常務取締役経営企画部長	株式会社徳島銀行取締役	－
横手　俊夫	取締役監査部長	株式会社香川銀行取締役	－
吉岡　宏美	取締役	株式会社徳島銀行代表取締役頭取	－
下村　正治	取締役	株式会社香川銀行取締役頭取(代表取締役)	－
森　　真一	取締役	株式会社大正銀行常務取締役	－
高橋　邦明	取締役	株式会社徳島銀行取締役	－
多田　　桂	取締役（社外取締役）監査等委員	－	－
大西　俊哉	取締役（社外取締役）監査等委員	－	(注３)
大平　　昇	取締役（社外取締役）監査等委員	－	－

(注) １．多田　桂、大西俊哉及び大平　昇の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、３氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．多田　桂氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

３．大西俊哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

４．当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
山川　廣一	平成28年６月28日	任期満了	常務取締役グループ戦略部長

５．平成29年３月29日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏　　名	異動前	異動後
藤井　仁三	取締役経営企画部長	常務取締役経営企画部長
高橋　邦明	専務取締役　経営企画部担当	取締役

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7名	100
取　締　役　（　監　査　等　委　員　）	3名	24
計	10名	125

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第５期定時株主総会において年額２億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第５期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。
4．「報酬等」には、下記のものが含まれております。
・当事業年度において費用処理した役員賞与引当金繰入額　12百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名　12百万円
・当事業年度において費用処理した株式報酬型ストック・オプション報酬額　31百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名　31百万円
5．上記のほか、平成23年６月29日開催の第１期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、平成24年６月28日開催の第２期定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任し、平成28年６月27日開催の株式会社香川銀行第111期定時株主総会終結の時をもって同行取締役を退任した役員に対して、退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役１名　７百万円
6．年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の人員数はそれぞれ11名及び３名でありますが、上記の「支給人数」には、平成28年６月28日開催の第６期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名を含み、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名を含んでおりません。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査等委員である社外取締役の大西俊哉氏及び大平　昇氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
多　田　　桂 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
大　西　俊　哉 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
大　平　　昇 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
多　田　　桂 (取締役監査等委員)	平成27年６月～ （１年９ヶ月）	当事業年度に開催された取締役会25回（定時25回）のうち25回出席、監査等委員会20回のうち20回出席	金融行政に従事された知識・経験から、適宜発言を行っております。
大　西　俊　哉 (取締役監査等委員)	平成27年６月～ （１年９ヶ月）	当事業年度に開催された取締役会25回（定時25回）のうち25回出席、監査等委員会20回のうち20回出席	公認会計士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
大　平　　昇 (取締役監査等委員)	平成27年６月～ （１年９ヶ月）	当事業年度に開催された取締役会25回（定時25回）のうち25回出席、監査等委員会20回のうち20回出席	弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	24	－

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　　476,000千株
　　発行済株式の総数　　163,728千株

（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　10,097名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,078千株	6.16%
トモニホールディングス従業員持株会	4,944	3.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,775	2.30
日亜化学工業株式会社	3,775	2.30
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,442	2.10
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,251	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,089	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	2,986	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	2,964	1.81
日本ハム株式会社	2,556	1.56

（注）１．「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　２．「持株比率」は、自己株式（182,354株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年４月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の大正銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する大正銀行の普通株式１株につき、当社の普通株式0.466株の割合をもって割当交付いたしました結果、当社の普通株式は11,294,023株増加しております。

5　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員　山田　　修 指定有限責任社員・業務執行社員　堀川　紀之 指定有限責任社員・業務執行社員　後藤　英之	12	―

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、126百万円であります。
4．監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。
5．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項は以下のとおりであります。
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要
①処分対象
新日本有限責任監査法人
②処分の内容
・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
③処分理由
ア　株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、７名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
イ　当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 責任限定契約
該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項
会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6　業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの経営管理体制

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの経営管理に関するグループ会社管理規程を制定するほか、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項ごとに、経営管理のための方針等を制定し、経営管理体制を整備する。

② グループ経営管理契約の締結

取締役会は、当社が直接的に経営管理する子会社とグループ経営管理契約を締結することなどにより、子会社から適時に業務及び財務の状況その他重要な情報の報告を受け、子会社の統括的な経営管理を行う。また、当社の子会社以外のグループ会社の経営管理は、子会社を通じて行い、当社は、必要に応じて指導・助言を行う。

③ 財務報告に係る内部統制基本方針の制定

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制基本方針を制定し、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

④ 自己資本管理方針の制定

取締役会は、自己資本の充実により、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営及び経営体質の一層の強化を図るため、自己資本管理方針を制定し、管理態勢を構築する。

⑤ グループ内取引等に関する管理

取締役会は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応等を行うとともに、リスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響をおよぼす可能性があることを十分に認識し、グループとして適切な管理を行う。

(2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会の設置

当社は、すべての取締役で組織する取締役会を設置する。取締役会は、毎月２回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

② 法令等遵守体制の整備

取締役会は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項と位置づけ、法令等遵守方針・規程等及びコンプライアンス・マニュアルの制定並びに周知を通じて、当社グループの役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。

③ グループコンプライアンス委員会の設置

取締役会は、グループコンプライアンス委員会を設置し、グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項について審議する。

④　コンプライアンス統括部署の設置

取締役会は、当社グループのコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

⑤　コンプライアンス・プログラムの策定

取締役会は、事業年度毎に、コンプライアンス態勢の構築を図ることを目的とし、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定する。

⑥　内部通報規程の制定

取締役会は、内部通報規程を制定し、当社グループの役職員が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

⑦　顧客保護等管理方針の制定

取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、当社グループの顧客保護等管理方針を制定し、管理態勢を構築し、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対応及び顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

⑧　反社会的勢力に対する基本方針等の制定

取締役会は、反社会的勢力等との関係を遮断するため、当社グループの反社会的勢力に対する基本方針を制定し、反社会的勢力情報管理部署を設置するとともに、反社会的勢力の情報管理に関する規程を制定する。反社会的勢力情報管理部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するとともに、当社グループにおける反社会的勢力との取引を排除するための取組みを行い、研修活動の実施、対応マニュアルの整備及び外部専門機関との連携等を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　業務執行に係る会議議事録及び情報の保管

取締役会は、文書等の保存に関する規程を制定し、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は、同規程に定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

②　取締役の文書等の閲覧

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　グループ統合的リスク管理方針等の制定

取締役会は、当社グループの経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、グループ統合的リスク管理方針、グループ統合的リスク管理規程等を制定し、グループ統合的リスク管理を適正に行う。

②　グループリスク管理委員会の設置

取締役会は、グループリスク管理委員会を設置し、グループリスク管理委員会は、各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議する。

③　リスク管理統括部署の設置

取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、リスク管理統括部署は、リスク管理の状況をモニタリングし、各種リスクを統括管理する。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営計画の策定

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、経営計画を策定し、グループ全体の目指すべき姿、達成すべき目標及び業務執行の方向性を明確にするとともに、この経営計画に基づく具体的施策として、事業年度毎の方針及び重点施策を策定する。

②　経営会議の設置

取締役会は、経営会議を設置し、当社グループの経営上の重要事項について決議等を行う。

③　業務分掌規程及び職務権限規程の制定

取締役会は、当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、業務分掌規程及び職務権限規程を制定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(6) 当社グループの業務の適切性・有効性を検証・評価するための内部監査体制

①　内部監査体制の整備

取締役会は、法令等遵守、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保する。

②　内部監査部署の設置

取締役会は、内部監査部門として業務部門から独立した内部監査部署を設置するとともに、内部監査基本方針及び内部監査規程を制定する。

③　業務監督機能の補佐

当社及び銀行子会社の内部監査担当部署は、当社内部監査担当部署統括のもと、連携・協働により、当社グループ各社の取締役会による業務監督機能を補佐する。

④　監査等委員会及び会計監査人との協力関係の構築

当社及び銀行子会社の内部監査部署は、必要に応じ監査等委員会及び会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①　補助者の配置要請

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助者の配置を求めることができるものとする。

②　補助者の配置

取締役会は、前項の具体的な内容について、監査等委員会と協議のうえ決定する。

③　監査等委員会の職務補助者の独立性

取締役会は、監査等委員会の職務補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

④　監査等委員会の職務補助者に対する指示の実効性の確保

取締役会は、監査等委員会の職務補助者への指揮命令に関し、監査等委員会の職務補助者に対する指示の実効性の確保を定めた監査等委員会規程を尊重するものとする。

(8) 当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

① 監査等委員会への報告体制

当社グループの役職員は、内部通報規程に定める当社の監査等委員会を含む通報窓口に、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報ができるものとする。通報等を受けた通報窓口は、直ちにリスク・コンプライアンス部長に報告する。リスク・コンプライアンス部長は、直ちに通報事実を当社の監査等委員会に報告を行うものとする。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた当社グループの役職員は、速やかに適切な報告を行う。

② 通報者の保護

内部通報規程に定める通報窓口に通報した当社グループの役職員に対しては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いを行わないことを内部通報規程に明記する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員の各種会議への出席

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席できるものとし、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

② 代表取締役との定期的な意見交換

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行う。

③ 会計監査人等との連携

監査等委員会は、会計監査人、子会社の監査等委員会・監査役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

④ 内部統制部門等との連携

監査等委員会は、コンプライアンス所管部署、リスク管理所管部署その他内部統制機能を所管する社内部署並びに内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査機能の強化及び監査活動等における実効性の向上を図る。

⑤ 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

取締役会は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当社は、平成27年６月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより監査・監督の実効性の向上を図るとともに、内部統制部門等を活用した監査の実施により内部統制の実効性の向上を図っております。また、取締役会においては、前事業年度の取締役会の実効性評価を実施し、その評価結果を踏まえて、取締役会の実効性向上に向けた改善策に取り組んでおります。

当事業年度における上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは次のとおりです。

(1) 当社グループにおける業務の適正の確保に関する運用状況

・当社は、グループ経営管理契約に基づき、子会社の経営に関する重要な事項等について事前に取締役会等において承認又は協議するとともに、子会社から適時に業務及び財務の状況その他重要な情報の報告を受けることにより、子会社の経営管理を行っています。

・取締役会においては、四半期ごとに当社グループの経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っています。

・当社グループ内における取引等については、グループ内取引等に関する基本方針及びグループ内取引等規程に基づき適切に管理するとともに、取引等の状況については、毎月経営企画部門において確認し、四半期ごとに取締役会に報告しています。

(2) コンプライアンス態勢に関する運用状況

・当社は、法令等遵守方針・規程等及びコンプライアンス・マニュアルの制定並びに周知を通じて、当社グループのコンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

・グループコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンス違反の発生状況、反社会的勢力に関する情報管理と対応状況等、当社グループ全体のコンプライアンスに関する事項について審議を行いました。取締役会においては、その審議内容が毎月報告され、審議を行っています。

・年度ごとのコンプライアンス・プログラムを取締役会で策定し、その進捗状況についてコンプライアンス統括部署がモニタリングし、四半期ごとにグループコンプライアンス委員会に報告しています。

(3) リスク管理態勢に関する運用状況

・当社は、グループ統合的リスク管理方針及びグループ統合的リスク管理規程等を制定し、グループ統合的リスク管理を行っています。

・グループリスク管理委員会を14回開催し、リスク量等モニタリング結果、大口与信管理の状況、訴訟・係争案件の概要等、当社グループ全体の各種リスク管理に関する事項について審議を行いました。取締役会においては、その審議内容が毎月報告され、審議を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保に関する運用状況
・当社は、取締役会を25回開催し、経営計画及び収益計画の策定、リスク管理及びコンプライアンス等経営に関する重要な事項について審議を行いました。また、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部の決定を経営会議に委任し、効率的な意思決定を行っており、経営会議を26回開催し、当社グループの経営上の重要事項について決議等を行いました。
・当社は、当事業年度から３か年の第３次経営計画を策定するとともに、この計画に基づく具体的施策として、事業年度ごとの方針及び重点施策を策定し、具体的な取組みを行っています。取締役会においては、その進捗状況が半期ごとに報告され、審議を行っています。
(5) 内部監査に関する運用状況
・内部監査部署は、銀行子会社の内部監査部門と連携して、年度ごとの内部監査方針及び内部監査計画に基づき、当社各部門及びグループ会社について内部監査を実施しています。
・内部監査部署は、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
(6) 監査等委員会に関する運用状況
・常勤監査等委員は、経営会議及び各委員会にオブザーバーとして出席するとともに、必要に応じて意見を述べています。
・監査等委員会は、代表取締役と会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、常勤監査等委員は、代表取締役と個別案件について意見交換を行いました。
・監査等委員会は、会計監査人と24回、銀行子会社の監査等委員会と10回、会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行いました。
・監査等委員会は、コンプライアンス所管部署及びリスク管理所管部署と積極的に会合をもつほか、内部監査部署と内部監査実施にあたって事前・事後の協議を行うほか、内部統制部門等との緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図っています。

7　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（平成29年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	245,944	預金	3,206,424
商品有価証券	466	譲渡性預金	56,143
金銭の信託	5,429	コールマネー及び売渡手形	35,000
有価証券	786,480	借用金	70,976
貸出金	2,525,015	外国為替	6
外国為替	3,428	その他負債	26,368
リース債権及びリース投資資産	8,561	賞与引当金	541
その他資産	23,084	役員賞与引当金	92
有形固定資産	32,290	退職給付に係る負債	295
建物	12,634	睡眠預金払戻損失引当金	470
土地	16,501	偶発損失引当金	135
リース資産	830	繰延税金負債	4,553
建設仮勘定	268	再評価に係る繰延税金負債	912
その他の有形固定資産	2,054	支払承諾	6,866
無形固定資産	3,679	負債の部合計	3,408,787
ソフトウェア	3,549	（純資産の部）	
リース資産	6	資本金	25,000
その他の無形固定資産	123	資本剰余金	25,974
退職給付に係る資産	2,478	利益剰余金	136,321
繰延税金資産	826	自己株式	△500
支払承諾見返	6,866	株主資本合計	186,795
貸倒引当金	△23,939	その他有価証券評価差額金	20,104
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,590
		退職給付に係る調整累計額	△6
		その他の包括利益累計額合計	21,688
		新株予約権	935
		非支配株主持分	2,404
		純資産の部合計	211,824
資産の部合計	3,620,611	負債及び純資産の部合計	3,620,611

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**71,494**
資金運用収益	**51,024**	
貸出金利息	39,914	
有価証券利息配当金	10,882	
コールローン利息及び買入手形利息	5	
預け金利息	198	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	**7,946**	
その他業務収益	**8,443**	
その他経常収益	**4,080**	
償却債権取立益	962	
その他の経常収益	3,117	
経常費用		**55,167**
資金調達費用	**2,563**	
預金利息	2,220	
譲渡性預金利息	44	
コールマネー利息及び売渡手形利息	75	
借用金利息	206	
その他の支払利息	16	
役務取引等費用	**4,230**	
その他業務費用	**9,374**	
営業経費	**35,897**	
その他経常費用	**3,101**	
貸倒引当金繰入額	1,017	
その他の経常費用	2,084	
経常利益		**16,326**
特別利益		**14,880**
固定資産処分益	30	
負ののれん発生益	14,849	
特別損失		**347**
固定資産処分損	56	
減損損失	285	
その他	5	
税金等調整前当期純利益		**30,859**
法人税、住民税及び事業税	3,778	
法人税等調整額	1,068	
法人税等合計		**4,847**
当期純利益		**26,011**
非支配株主に帰属する当期純利益		**201**
親会社株主に帰属する当期純利益		**25,810**

第７期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,174**	**流動負債**	**644**
現金及び預金	1,117	１年以内返済予定の関係会社長期借入金	360
前払費用	8	未払金	44
繰延税金資産	16	未払費用	3
その他	1,032	未払法人税等	9
固定資産	**89,441**	預り金	204
有形固定資産	**17**	賞与引当金	9
建物	9	役員賞与引当金	12
車輌運搬具	0	**固定負債**	**7**
工具器具備品	7	長期未払金	7
投資その他の資産	**89,424**	**負債の部合計**	**651**
関係会社株式	89,386	**（純資産の部）**	
繰延税金資産	34	**株主資本**	**90,028**
その他	3	**資本金**	**25,000**
		資本剰余金	**64,125**
		資本準備金	10,010
		その他資本剰余金	54,114
		利益剰余金	**1,403**
		その他利益剰余金	1,403
		繰越利益剰余金	1,403
		自己株式	**△500**
		新株予約権	**935**
		純資産の部合計	**90,964**
資産の部合計	**91,616**	**負債及び純資産の部合計**	**91,616**

第７期　（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）　損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,859**
関係会社受取配当金	1,267	
関係会社受入手数料	591	
営業費用		**520**
販売費及び一般管理費	520	
営業利益		**1,338**
営業外収益		**4**
受取利息	0	
雑収入	4	
営業外費用		**6**
支払利息	5	
その他	0	
経常利益		**1,336**
税引前当期純利益		**1,336**
法人税、住民税及び事業税	**32**	
法人税等調整額	**△5**	
法人税等合計		**27**
当期純利益		**1,308**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けましたが、昨年度、会計監査人が金融庁から業務改善命令等の行政処分を科せられたため、今年度においても改善計画及びその進捗状況について報告を受け、詳細説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

トモニホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役)　多　田　　桂　㊞

監査等委員(社外取締役)　大　西　俊　哉　㊞

監査等委員(社外取締役)　大　平　　昇　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案から第５号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第７期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、654,186,228円となります。

なお、中間配当金として４円をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は１株当たり８円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成29年４月１日施行の「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）（以下「改正銀行法」といいます。）により、銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しが実施されたことに伴いまして、改正銀行法に機動的に対応することを可能とするため、現行定款第２条に規定する事業目的の一部を変更するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 （新設） (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務 (3) 前各号の業務に付帯関連する一切の業務

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	柿内　愼市（かきうち　しんいち） (昭和19年10月29日生) 【再任】	昭和42年４月　㈱徳島銀行入行 平成３年６月　同行取締役人事部長兼総合企画部付部長兼秘書室長 平成５年３月　同行代表取締役常務人事部長 平成９年６月　同行代表取締役専務人事部長 平成10年６月　同行代表取締役専務 平成11年４月　同行代表取締役専務総合企画本部長 平成15年６月　同行代表取締役頭取 平成22年４月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者） 平成23年６月　㈱徳島銀行代表取締役会長（現任） 平成25年６月　当社代表取締役会長（現任） 平成28年４月　㈱大正銀行取締役会長（代表取締役）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行代表取締役会長 ㈱大正銀行取締役会長（代表取締役） （候補者とした理由） これまで当社の代表取締役会長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	103,032株
2	遠山　誠司（とおやま　せいじ） (昭和22年３月30日生) 【再任】	昭和45年４月　㈱香川銀行入行 平成７年６月　同行取締役松山支店長 平成10年８月　同行常務取締役営業統轄本部長 平成14年６月　同行専務取締役（代表取締役）総合企画本部長 平成15年４月　同行取締役頭取（代表取締役）　コンプライアンス統括部担当 平成17年６月　同行取締役頭取（代表取締役）　業務監査部担当 平成18年７月　同行取締役頭取（代表取締役） 平成22年４月　当社代表取締役会長 平成24年６月　㈱香川銀行取締役会長（代表取締役）（現任） 平成25年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役会長（代表取締役） （候補者とした理由） これまで当社の代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	40,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	吉田雅昭（よしだまさあき） （昭和29年５月26日生） 【再任】	昭和53年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成８年４月　同行八戸ノ里支店長 平成10年４月　同行歌島橋支店長 平成13年４月　同行事務企画部（大阪）副部長 平成16年１月　㈱ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）大阪駅前法人営業部長兼大阪駅前支店長 平成17年４月　同行大阪法人第一営業部長 平成18年２月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行大阪融資部長 平成19年６月　同行執行役員　九州エリア担当 平成22年６月　三菱ＵＦＪファクター㈱取締役会長 平成24年６月　㈱大正銀行入行　顧問 平成24年６月　同行取締役社長（代表取締役）　内部監査部担当 平成28年４月　同行取締役頭取（代表取締役）　内部監査部担当（現任） 平成28年６月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱大正銀行取締役頭取（代表取締役） （候補者とした理由） 平成28年６月の就任以来、当社の代表取締役副社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営全般における高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	6,524株
4	中村武（なかむらたけし） （昭和38年７月23日生） 【新任】	昭和61年４月　日本銀行入行 平成10年５月　同行政策委員会室秘書課調査役 平成11年７月　同行大阪支店営業課調査役 平成14年７月　同行経営企画室総務課調査役 平成16年４月　同行経営企画室総務課企画役 平成16年７月　同行政策委員会室　業務・組織運営担当　企画役 平成18年８月　同行文書局企画役 平成19年４月　同行文書局参事役 平成21年７月　同行高松支店長 平成22年７月　同行金融機構局参事役 平成24年５月　同行業務局審議役 平成25年５月　同行業務局長 平成27年６月　同行文書局長 平成29年４月　同行退職 （候補者とした理由） これまで日本銀行において高松支店長、業務局長、文書局長等を務めてきた豊富な経験と高い見識等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役として適任であると判断しました。	－株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	蒲生欣史 （がもうよしふみ） （昭和32年12月18日生） 【再任】	昭和55年４月　㈱香川銀行入行 平成20年６月　同行取締役経営戦略部長 平成21年４月　同行取締役融資部長 平成23年８月　同行取締役業務監査部長 平成24年６月　同行取締役（現任） 当社取締役監査部長 平成25年６月　当社取締役常務監査部長 平成27年６月　当社常務取締役監査部長 平成28年６月　当社常務取締役グループ戦略部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役 （候補者とした理由） これまで当社の常務取締役として内部監査及びグループ戦略部門を担当しグループ全体の内部管理態勢の強化及び成長戦略の実現に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での経営戦略部門、融資部門、内部監査部門等における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	22,900株
6	角田昌也 （かくだまさや） （昭和32年12月２日生） 【再任】	昭和55年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成10年４月　同行東神戸支店長 平成14年10月　㈱ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）審査第３部主任審査役 平成17年６月　同行姫路支店長 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行姫路支社長 平成21年６月　㈱大正銀行入行　本店営業部部付部長 平成21年６月　同行執行役員本店営業部長 平成22年６月　同行取締役本店営業部長 平成24年６月　同行取締役融資第一部長 平成25年６月　同行取締役　融資企画部・コンプライアンス部担当、内部監査部副担当 平成26年６月　同行常務取締役　融資企画部・コンプライアンス部担当、内部監査部副担当 平成28年４月　同行取締役人事部付部長 当社リスク・コンプライアンス部長 平成28年６月　㈱大正銀行取締役（現任） 当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱大正銀行取締役 （候補者とした理由） 平成28年６月の就任以来、当社の常務取締役としてリスク・コンプライアンス部門を担当しグループ全体のリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での融資企画部門、コンプライアンス部門、内部監査部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	6,460株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	藤井仁三（ふじいひとみ） (昭和39年4月11日生) 【再任】	昭和62年４月　㈱第一勧業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成９年８月　㈱徳島銀行入行 平成14年２月　同行企画部次長 平成18年７月　同行企画部副部長 平成21年２月　同行企画部長 平成22年４月　当社経営企画部副部長 平成24年６月　㈱徳島銀行取締役執行役員企画部長 平成27年８月　同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 平成28年６月　㈱徳島銀行取締役（現任） 当社取締役経営企画部長 平成29年３月　当社常務取締役経営企画部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行取締役 （候補者とした理由） 平成28年6月の就任以来、当社の取締役として経営企画部長を担当しグループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	6,500株
8	横手俊夫（よこてとしお） (昭和33年2月12日生) 【再任】	昭和55年４月　㈱徳島銀行入行 平成８年８月　同行審査部次長 平成10年６月　同行洲本支店長 平成13年８月　同行佐古支店長 平成16年６月　同行高知支店長 平成18年６月　同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長 平成18年12月　同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長兼業務センター長 平成22年２月　同行執行役員本店営業部長 平成23年６月　同行常務執行役員本店営業部長 平成23年７月　同行常務執行役員本店営業部長兼二軒屋支店長 平成25年４月　同行常務執行役員監査部長 当社監査部副部長 平成28年６月　㈱香川銀行取締役（現任） 当社取締役監査部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行取締役 （候補者とした理由） 平成28年6月の就任以来、当社の取締役として監査部長を担当しグループ全体の内部管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業推進部門・内部監査部門における豊富な経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	11,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	吉岡宏美 (よしおかひろみ) (昭和27年11月3日生) 【再任】	昭和51年４月　㈱徳島銀行入行 平成13年６月　同行取締役営業企画部長 平成15年６月　同行常務取締役総合企画本部長兼企画部長 平成18年６月　同行代表取締役専務総合企画本部長兼企画部長 平成21年２月　同行代表取締役専務総合企画本部長 平成22年２月　同行代表取締役専務 平成22年４月　当社取締役（現任） 平成23年６月　㈱徳島銀行代表取締役頭取（現任） （重要な兼職の状況） ㈱徳島銀行代表取締役頭取 （候補者とした理由） これまで当社の子会社である㈱徳島銀行の代表取締役頭取として銀行経営全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	45,100株
10	本田典孝 (ほんだのりたか) (昭和27年１月11日生) 【新任】	昭和49年４月　㈱香川銀行入行 平成14年６月　同行取締役本店営業部長 平成16年２月　同行常務取締役　人事研修部・営業店統括部・個人業務部担当 平成17年４月　同行常務取締役　人事研修部・総務部・営業店統括部・個人業務部担当 平成17年７月　同行常務取締役　人事研修部・営業店統括部・個人業務部担当 平成17年８月　同行常務取締役　人事研修部・営業店統括部・個人融資部担当 平成17年11月　同行常務取締役　人事研修部・営業店統括部・事業サポート部・個人融資部担当 平成18年７月　同行常務取締役　人事研修部・市場金融部・コンプライアンス統括部担当 平成19年６月　同行専務取締役（代表取締役）　人事研修部・総務部・コンプライアンス統括部担当 平成20年６月　同行専務取締役（代表取締役）　総務部・コンプライアンス統括部担当 平成21年４月　同行専務取締役（代表取締役）管理本部長 平成24年６月　同行専務取締役（代表取締役）営業本部長 平成27年６月　同行専務取締役（代表取締役）営業本部長兼個人資産部長 平成27年８月　同行専務取締役（代表取締役）営業本部長（現任） 平成29年６月　同行取締役頭取（代表取締役）就任予定 （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行専務取締役（代表取締役） （候補者とした理由） これまで当社の子会社である㈱香川銀行の専務取締役（代表取締役）として銀行経営全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役として適任であると判断しました。	18,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
11	森（もり）　眞一（しんいち） （昭和32年５月９日生） 【再任】	昭和55年４月　㈱徳島銀行入行 平成16年６月　同行取締役本店営業部長 平成18年６月　同行取締役常務執行役員営業本部長 平成19年６月　同行取締役常務執行役員営業本部長兼法人営業部長 平成21年２月　同行取締役常務執行役員営業本部長 平成22年２月　同行取締役常務執行役員管理本部長兼事務部長 平成22年５月　同行取締役常務執行役員管理本部長 平成23年６月　同行取締役常務執行役員リスク統括本部長 平成24年６月　同行取締役 当社取締役常務リスク・コンプライアンス部長 平成27年６月　当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長 平成28年４月　当社取締役（現任） ㈱大正銀行常務取締役　融資企画部・コンプライアンス部担当、内部監査部副担当（現任） （重要な兼職の状況） ㈱大正銀行常務取締役 （候補者とした理由） これまで当社の常務取締役としてリスク・コンプライアンス部門を担当しグループ全体のリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業部門、管理部門、リスク管理部門等における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	22,354株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	多田（ただ）　桂（かつら） (昭和29年３月21日生) 【再任】	昭和53年４月　大蔵省四国財務局入局 平成12年７月　四国財務局徳島財務事務所総務課長 平成14年７月　四国財務局管財部統括国有財産管理官 平成15年７月　四国財務局総務部経済調査課長 平成16年７月　四国財務局理財部主計課長 平成18年７月　四国財務局総務部総務課長 平成21年７月　関東財務局水戸財務事務所長 平成22年７月　北陸財務局管財部長 平成23年５月　四国財務局退職 平成23年６月　㈱徳島銀行監査役 当社常勤監査役 平成27年６月　当社取締役［常勤監査等委員］（現任） (候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年四国財務局等において銀行をはじめとする金融機関の検査・監督に従事された経験を有しておられること、また、平成27年６月の就任以来、当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たし、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献された実績等を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	3,000株
2	大西（おおにし）　俊哉（としや） (昭和27年８月22日生) 【再任】	昭和50年10月　公認会計士二次試験合格 昭和51年４月　監査法人太田哲三事務所（現　新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年３月　公認会計士登録 平成元年７月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）　高松事務所 平成３年７月　同　社員（現　パートナー）就任 平成12年７月　同　高松事務所長 平成24年６月　同　退所 平成24年７月　㈱香川銀行監査役 平成26年６月　当社取締役 平成27年６月　当社取締役［監査等委員］（現任） (候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、永年公認会計士として各企業を監査してきており、企業経営を統括する十分な見識を有しておられること、また、平成27年６月の就任以来、当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たし、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献された実績等を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	大平（おおひら）　昇（のぼる） （昭和34年11月26日生） 【再任】	昭和61年11月　司法試験合格 昭和62年４月　最高裁判所司法研修所 平成元年４月　弁護士登録 平成７年４月　香川県弁護士会副会長 平成22年４月　香川県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成23年４月　四国弁護士会連合会常務理事 平成26年６月　当社監査役 平成27年６月　当社取締役［監査等委員］（現任） （候補者とした理由） 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しておられること、また、平成27年６月の就任以来、当社の監査等委員である社外取締役としてその役割・責務を適切に果たし、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献された実績等を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．多田　桂、大西俊哉及び大平　昇の３氏は、社外取締役候補者であり、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしていることから、当社は、３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお、３氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
３．多田　桂、大西俊哉及び大平　昇の３氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、３氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、３氏は、過去において当社の業務執行者でない役員（取締役又は監査役）であったことがあります。
４．当社は、大西俊哉氏、大平　昇氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、多田　桂氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記と同様の契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

平成27年６月26日開催の第５期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました田中健治氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
橋本正司（はしもとまさし） （昭和32年11月21日生）	昭和55年４月　㈱香川銀行入行 平成22年４月　同行コンプライアンス統括部長 平成24年６月　同行業務監査部長 平成27年８月　同行人事研修部付調査役（出向） 讃陽食品工業㈱入社 平成27年11月　同社経理部長（現任） 平成29年５月　㈱香川銀行退職 （候補者とした理由） これまで当社の子会社である㈱香川銀行においてコンプライアンス部門、内部監査部門の各部長を担当し、また、平成27年11月からは讃陽食品工業㈱の経理部長を務めてきた幅広い経験とそれに基づく豊富な知識等を踏まえ、監査等委員である取締役としての役割・責務を果たす資質・実績を有しており、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断しました。	5,000株

（注）　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

＜株主提案（第６号議案及び第７号議案）＞

第６号議案及び第７号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（１名）の議決権の数は、860個であります。

各議案の「議題」、「提案の内容」及び「提案の理由」は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第６号議案　取締役に対して株式報酬型新株予約権について廃止の件

１．提案の内容

株式が増資されることによって１株当たりの価値がさがる。

２．提案の理由

株主のためであれば自社株買いをして株式の価値を高めるべきである。

○第６号議案に対する取締役会の見解

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の趣旨は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等について廃止することを求める旨と理解いたしますが、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権につきましては、これまでの権利行使において、ご提案の内容に記載されているような株式の増資は行っておりません。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等は、当社の取締役に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役の経営責任を明確にし、株主さまと親和性が高い役員報酬制度とすることで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたものであります。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

第７号議案　取締役辞任の件

１．提案の内容

以下の取締役の辞任を求める。

取締役会長　柿内　愼市氏

２．提案の理由

取締役会長　柿内愼市氏は、辞任すべきである。

①柿内氏は、トモニホールディング内の徳島銀行を私物化して、人事や工事を特定の人を優遇しているため。

②徳島市川内町に建設された研修センター地元建設会社３社のＪＶでの工事であったが、内装設備工事は１社だけの随契で出されてＡ社に発注している。Ａ社は、本店の建設にも係っている。どう考えても、このＡ社に仕事を出そうとしているようにしか取れない行動が他にも見られた。このことにより、競争原理の入札がほとんど行われず会社に損害を与えている。

③人事の不可解、数年前までＢさんは20数年にわたり人事部から移動もなくトリビューンしこくに記事が掲載されると移動し、今まで部長の退職者がいく職に現職で課長なのについている。行内では、ふたりは特別な関係との周知の事実となっているようである。

④専務人事について、東京支店で多額の不良債権を作った人材をしていると、銀行内でも話題に上がっているＣ氏がつくなど将来において会社経営の中枢を担うことに不安を抱く、このような人事は私物化のなにものでもない。

⑤柿内会長は、徳島銀行のトップになってから大きく現在までに２度も株価をさげている。１回目は第３者割当の株式増資、２回目は香川銀行との合併、株主対して一度も責任をとっていない。

○第７号議案に対する取締役会の見解

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の趣旨は、取締役会長　柿内愼市氏の解任を求める旨と理解いたしますが、ご提案の理由に記載されている内容には事実誤認が存するほか、柿内愼市氏に対する不適切な表現等も散見され、誠に遺憾であります。

当社の子会社であります株式会社徳島銀行では、すべての取締役で構成する取締役会におきまして、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する態勢としております。また、役付取締役により構成する経営会議におきまして、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議する態勢としております。こうした態勢により、重要な人事や工事等につきましては、取締役会や経営会議において協議・審議・決定することとしておりますので、特定の人を優遇することはなく、ご提案の理由に記載されている人事や工事も、適正な手続きを経て決定しております。

また、柿内愼市氏は、株式会社徳島銀行におきましても、平成３年６月の取締役就任以来、人事部門、審査部門、企画部門等を担当するほか、常務取締役、専務取締役、取締役頭取、取締役会長として、銀行経営全般を牽引しております。さらに、当社設立においても多大な功績を果たすとともに、当社設立時より、代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）及び代表取締役会長として、経営全般における高い見識等を活かし、強いリーダーシップで当社グループの発展及び経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

以　上

ご参考

トモニホールディングス独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査等委員）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が、原則として、現在又は最近（注１）において以下に掲げるいずれの要件にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

なお、社外役員候補者については、本基準及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないことを実質的に判断し、特段の事情がない限り、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ることとします。

1　当社グループを主要な取引先（注２）とする者又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
2　当社グループの主要な取引先（注３）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
3　当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合にはその法人等に所属する者をいう。）
4　当社グループから多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
5　当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
6　次に掲げる者（重要でない者（注５）を除く。）の近親者（注６）
　(1) 上記１～５に該当する者
　(2) 当社グループの取締役、監査等委員、執行役員等の重要な使用人

（注１）「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査等委員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注２）「当社グループを主要な取引先」の定義
以下のいずれかに該当する場合を基準に判定する。
・当該取引先の年間連結売上高において、当社グループとの取引による売上高が１％を超える場合
・当該取引先の資金調達において、当社グループ以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注３）「当社グループの主要な取引先」の定義
当社グループの年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が１％を超える場合を基準に判定する。
（注４）「多額の金銭その他の財産」の定義
過去３事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、法人等の場合は当該法人等の年間売上高の２％を超える場合を基準に判定する。
（注５）「重要でない者」の定義
各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者をいう。
（注６）「近親者」の定義
配偶者又は二親等以内の親族をいう。

以　上

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間

（香川県高松市木太町2191番地１）
電話（087）831－1511（代表）

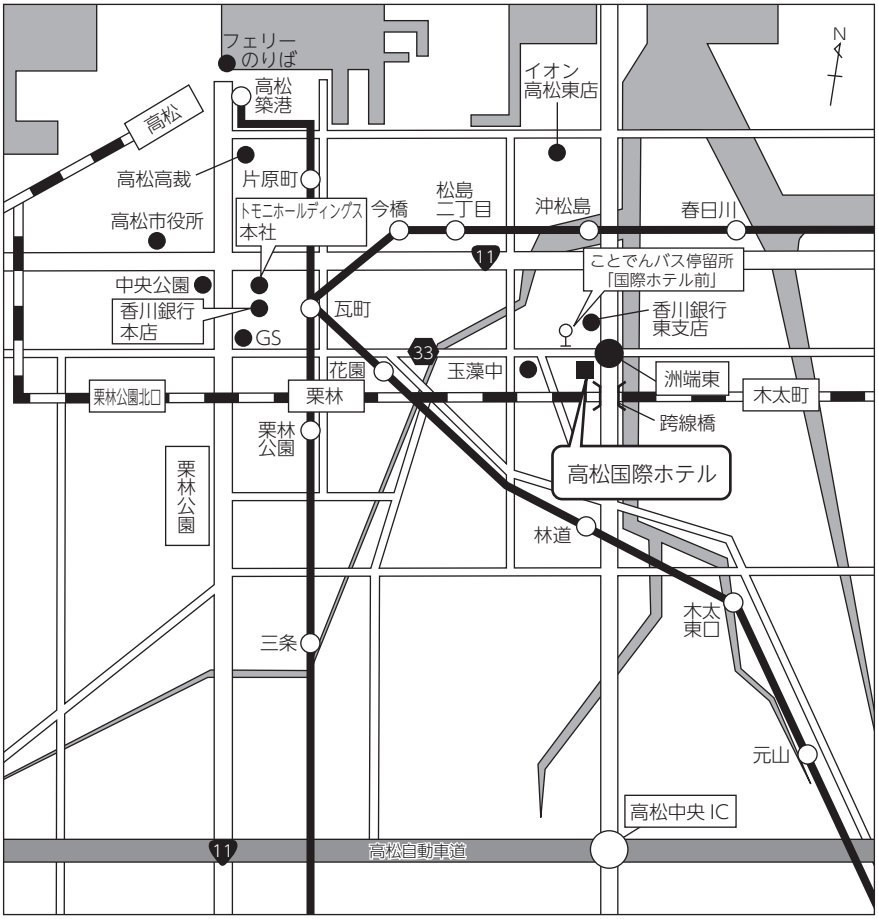

ＪＲ高松駅から
●タクシー　約15分
●路線バス　約20分

ことでん瓦町駅から
●タクシー　約10分
●路線バス　約10分

高速道路から
●高松自動車道「高松中央ＩＣ」より約10分